別紙第二号書式

防衛力強化資金増減計画表及び実績表

区　　分	金額（円）	
前年度末現在額		
資金増減額(減は△)		
増減内訳		
受入		
一般会計より受入		
財政融資資金預託利子受入		
払出		
一般会計へ繰入		
本年度末現在額		

○防衛省令第十号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百六十九条の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月二日

防衛大臣　浜田　靖一

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務部の所掌事務） **第四条**　［略］ ２・３　［略］ ４　沖縄防衛局総務部は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　第七条第一項第八号に掲げる事務（労務管理官の所掌に属するものを除く。） 三　［略］ （企画部の所掌事務） **第五条**　［略］ ２　東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局の企画部は、前項各号に掲げる事務のほか、第七条第一項第一号から第七号まで、第八号（総務部の所掌に属するものを除く。）及び第九号から第十七号までに掲げる事務をつかさどる。 ３　北関東防衛局、南関東防衛局及び九州防衛局の企画部は、第一項各号に掲げる事務のほか、第七条第一項第八号に掲げる事務（北関東防衛局及び九州防衛局にあっては総務部の所掌に属するものを、南関東防衛局にあっては労務管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 （管理部の所掌事務） **第七条**　管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　［略］ 六　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及	（総務部の所掌事務） **第四条**　［同上］ ２・３　［同上］ ４　沖縄防衛局総務部は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　第七条第一項第七号に掲げる事務（労務管理官の所掌に属するものを除く。） 三　［同上］ （企画部の所掌事務） **第五条**　［同上］ ２　東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局の企画部は、前項各号に掲げる事務のほか、第七条第一項第一号から第六号まで、第七号（総務部の所掌に属するものを除く。）及び第八号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。 ３　北関東防衛局、南関東防衛局及び九州防衛局の企画部は、第一項各号に掲げる事務のほか、第七条第一項第七号に掲げる事務（北関東防衛局及び九州防衛局にあっては総務部の所掌に属するものを、南関東防衛局にあっては労務管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 （管理部の所掌事務） **第七条**　管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　［同上］ ［号を加える。］